（株式の買取り等に関して責任をとるべき取締役等）

第一条　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号。以下「法」という。）第六条第七項の規定において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百六十二条第一項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定めるものは、次に定める者とする。

一・二　（略）

三　分配可能額（会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。第十七条第二号において同じ。）の計算に関する報告を監査役（監査等委員会及び監査委員会を含む。）又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

（主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする場合の認可の申請等）

第二条　法第八条第一項の取引又は行為により株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の主要株主基準値（同項に規定する主要株主基準値をいう。以下この条及び第二十五条第二項において同じ。）以上の数の議決権（法第八条第一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもって保有するものを含む。以下この条及び第二十五条第二項において同じ。）になろうとする者（法人である場合に限る。）は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であることその他の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に類する書面）

イ～ハ　（略）

ニ　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第三項第二号ハにおいて同じ。）

ホ　（略）

ヘ　当該認可に係る株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号。以下この条において「令」という。）第三条各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面を含む。）

ト～ル　（略）

ヲ　その子会社等（法第二十六条第二項に規定する子会社等をいう。第三項第二号ル及び第十四条において同じ。）の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三～六　（略）

2　（略）

六　募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、次に掲げる事項

イ　新株予約権付社債の総額及び各新株予約権付社債の金額

ロ　新株予約権付社債の利率、償還の方法及び期限その他の発行条件

七　募集新株予約権を引き受ける者の募集の方法

八　募集新株予約権を引き受ける者の募集により取得する金額の使途

九　募集新株予約権を引き受ける者の募集の理由

（株式の買取り等に関して責任をとるべき取締役等）

第三条　法第六条第七項の規定において準用する会社法第四百六十二条第一項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に定める者とする。

一・二　（略）

三　分配可能額（会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。以下同じ。）の計算に関する報告を監査役（監査等委員会及び監査委員会を含む。）又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

（主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする場合の認可の申請等）

第四条　法第八条第一項の取引又は行為により商工組合中央金庫の主要株主基準値以上の数の議決権（法第八条第一項に規定する議決権をいう。以下同じ。）の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもって保有するものを含む。以下同じ。）になろうとする者（法人である場合に限る。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

イ～ハ　（略）

ニ　会計参与設置会社にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）

ホ　（略）

ヘ　当該認可に係る株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）（以下「令」という。）第三条各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面を含む。）

ト～ル　（略）

ヲ　その子会社等（子法人等（令第七条第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（令第七条第三項に規定する関連法人等をいう。）をいう。以下同じ。）の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三～六　（略）

2　（略）